

**西東京市民文化プラザの
指定管理業務に関する基本協定書
【原案】**

目次

第1章 総則

- 第1条 本協定の目的
- 第2条 指定管理者の指定の意義
- 第3条 公共性及び民間事業の趣旨の尊重
- 第4条 信義誠実の原則
- 第5条 用語の定義
- 第6条 管理物件
- 第7条 指定期間

第2章 本業務の範囲と実施条件

- 第8条 本業務の範囲
- 第9条 甲が行う業務の範囲
- 第10条 本業務実施条件・水準
- 第11条 本業務範囲及び本業務実施条件・水準の変更

第3章 本業務の実施

- 第12条 本業務の実施
- 第13条 第三者による実施
- 第14条 知的財産の帰属
- 第15条 管理物件の修繕等
- 第16条 緊急時及び災害時の対応
- 第17条 情報管理・情報公開
- 第18条 近隣対策

第4章 備品等の扱い

- 第19条 甲による備品等の貸与
- 第20条 乙による備品等の購入等
- 第21条 公共施設予約管理システム等の取扱い

第5章 本業務実施に係る甲の確認事項

- 第22条 事業計画書
- 第23条 事業報告書
- 第24条 本業務実施状況の確認と改善勧告
- 第25条 監査

第6章 指定管理料

- 第26条 指定管理料の支払
- 第27条 指定管理料の変更

第7章 利用料金

- 第28条 利用料金の設定
- 第29条 利用料金の収納

第8章 利益還元

第30条 利益還元額

第9章 リスク分担、損害賠償及び不可抗力

第31条 リスク分担

第32条 損害賠償等

第33条 第三者への賠償

第34条 苦情、要望、住民運動、不服申立て又は訴訟への対応

第35条 保険

第36条 不可抗力発生時の対応

第37条 不可抗力によって発生した費用等の負担

第38条 不可抗力による一部の本業務実施の免除

第10章 指定期間の満了

第39条 本業務の引継ぎ等

第40条 原状回復義務

第41条 備品等の扱い

第11章 指定期間満了以前の指定の取消し

第42条 甲による指定の取消し

第43条 乙による指定の取消しの申出

第44条 不可抗力による指定の取消し

第45条 指定期間終了時の取扱い

第12章 その他

第46条 反社会的勢力

第47条 権利・義務の譲渡の禁止

第48条 連絡調整会議等の設置

第49条 本業務の範囲外の業務

第50条 請求、通知等の様式その他

第51条 協定の変更

第52条 指定管理者たる法人の組織変更、合併、会社分割等の通告

第53条 管轄裁判所

第54条 解釈

第55条 疑義についての協議

別記1 管理物件

別記2 個人情報保護に関する特記事項

別記3 リスク分担表

添付資料（仕様書）

西東京市民文化プラザの指定管理業務に関する基本協定書

西東京市（以下「甲」という。）と●●●（以下「乙」という。）とは、次のとおり西東京市民文化プラザ（以下「管理施設」という。）の指定管理業務（以下「本業務」という。）に関する基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1章 総則

（本協定の目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、管理施設を適正かつ円滑に管理するために必要な基本事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第2条 甲及び乙は、管理施設の管理に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、民間事業者たる乙の能力を活用しつつ、地域住民等に対する文化芸術サービスの品質及び管理施設の利用効率を向上させ、もって地域の福祉の一層の増進を図ることにあることを確認する。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第3条 乙は、管理施設の設置目的、指定管理者の指定の意義及び施設の管理者が行う本業務の実施に当たって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 甲は、本業務が指定管理者によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

第4条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、本協定を誠実に履行しなければならない。

（用語の定義）

第5条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 仕様書 本業務に係る仕様書のことをいう。
- (2) 指定管理料 甲が乙に対して支払う本業務の実施に関する対価のことをいう。
- (3) 法令 法律、政令、省令、条例及び規則その他行政機関が公布等する規程等をいう。
- (4) 年度協定 本協定に基づき、各年度の本業務内容の詳細及び各年度の指定管理料を定めるために甲と乙が指定期間中に毎年度締結する協定のことをいう。
- (5) 基本事業計画書 公募時における乙の提案を基に甲乙協議の上調製する全指定期間に係る長期的かつ総合的な事業計画書をいう。
- (6) 年度事業計画書 基本事業計画書に基づき各年度の本業務の実施に係る事業計画書をいう。
- (7) 不可抗力 天災（地震、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、感染症拡大、法令改正、その他甲及び乙の責めに帰すことので

きない事由をいう。なお、施設利用者数の増減は、不可抗力に含まないものとする。

(8) 独自事業 本協定に規定した本業務以外の業務で、乙が自己の責任と費用において実施する業務のことをいう。

(管理物件)

第6条 本業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、管理施設と管理物品からなる。管理施設及び管理物品の内容は、別記1のとおりとする。

2 乙は、善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理するとともに、常に良好な状態に保たなければならない。

(指定期間)

第7条 西東京市民文化プラザ条例（令和6年西東京市条例第12号。以下「条例」という。）第20条の規定による指定期間は、令和6年11月1日から令和10年3月31日までとする。

2 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 本業務の範囲と実施条件

(本業務の範囲)

第8条 条例第4条に規定する本業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 音楽、展示等の文化芸術の振興に関する業務
- (2) 市民の文化芸術活動の奨励・普及に関する業務
- (3) 文化芸術活動を行う団体等の育成に関する業務
- (4) 管理物件の開館時間及び休館日の変更等に関する業務
- (5) 管理物件の利用の承認に関する業務
- (6) 管理物件への特別の設備等の設置及び変更並びに器具等の持込みの許可に関する業務
- (7) 利用料金の収受、減額、免除及び還付に関する業務
- (8) 管理物件の維持管理に関する業務
- (9) その他甲が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、仕様書に定めるとおりとする。

(甲が行う業務の範囲)

第9条 次の業務については、甲が自らの責任と費用において実施するものとする。

- (1) 管理物件の目的外使用許可
- (2) 管理物件の修繕業務（詳細については第15条第1項を参照のこと。）

(本業務実施条件・水準)

第10条 乙が本業務を実施するに当たって満たさなければならない条件又は水準は、仕様書に示すとおりとする。

(本業務範囲及び本業務実施条件・水準の変更)

第11条 甲又は乙は、必要と認める場合は、相手方に対する通知をもって第8条で定める本業務の範囲及び第10条で定める本業務実施条件・水準の変更を求めることができる。

- 2 甲又は乙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 3 本業務範囲又は本業務実施条件・水準の変更及びそれに伴う指定管理料の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

第3章 本業務の実施

(本業務の実施)

第12条 乙は、法令のほか、本協定、年度協定、仕様書、募集要項、基本事業計画書及び年度事業計画書に従って本業務を実施するものとする。

- 2 本協定、年度協定、仕様書、募集要項及び事業計画書の中に矛盾又は齟齬がある場合は、本協定、年度協定、仕様書、募集要項、基本事業計画書、年度事業計画書の順にその解釈が優先されるものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、基本事業計画書又は年度事業計画書において仕様書を上回る水準が提案されている場合は、当該事業計画書に示された水準によるものとする。

(第三者による実施)

第13条 乙は、事前に甲の承認を受けた場合を除いて、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙が本業務の一部を第三者に実施させる場合は、全て乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、全て乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(知的財産の帰属)

第14条 本業務の納入成果物に関する著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する著作権に含まれる権利及び工業所有権（特許権、意匠権、商標権及びこれらを受ける権利を含む。）の帰属は甲とするものとする。また、乙が本業務の納入成果物に係る著作権を自ら使用し又は第三者をして使用させる場合は、甲と協議の上で実施するものとする。

- 2 乙は、甲に移転された納入成果物に関して、著作権法第18条から第20条までに規定する著作者人格権を行使しないものとする。

(管理物件の修繕等)

第15条 管理物件の修繕、改造、改築、増築及び移設については、次項に定めるものを除き甲が自己の費用と責任において実施するものとする。

- 2 管理物件の修繕については、1件につき50万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては甲が自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき50万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のものについては、各年度事業計画書に計上された修繕費の範囲内で乙の責任において実施するものとする。ただし、緊急を要する等の理由で50万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上の修繕を乙が行う場合は、甲とあらかじめ協議するものとする。

- 3 乙が各年度に実施した修繕の費用が各年度事業計画書に計上された修繕費に満たない

場合は、各年度末日をもって精算するものとする。

- 4 各年度事業計画書に計上された修繕費を超えて乙が実施すべき修繕事案が発生した場合は、甲及び乙が協議して対応するものとする。
- 5 管理物件の光熱水費が各年度事業計画書に計上された光熱水費に満たない場合は、各年度末日をもって精算するものとする。ただし、令和7年度分までとする。令和8年度以降の光熱水費は、会計年度ごとに指定管理者から提出される収支予算書を踏まえ、次年度の年度協定の中で決定する。
- 6 共用の駐車場利用料金負担分（1時間無料分）が各年度事業計画書に計上された金額に満たない場合は、各年度末日をもって精算するものとする。ただし、令和7年度分までとする。令和8年度以降の駐車場利用料金負担分（1時間無料分）は、会計年度ごとに指定管理者から提出される収支予算書を踏まえ、次年度の年度協定の中で決定する。

（緊急時及び災害時の対応）

第16条 指定期間中、本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、乙は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生を旨を通報しなければならない。

- 2 事故等が発生した場合、乙は甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。
- 3 災害等が発生した場合、乙は甲と協力して対応に当たるものとする。

（情報管理・情報公開）

第17条 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定を遵守するほか、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及び毀損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために、別記2「個人情報保護に関する特記事項」に基づき必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、次に掲げる事項のほか管理施設の管理運営に関する事項について、管理施設内での資料の備え付けその他の方法により適宜公表するものとする。

- (1) 本業務の実施状況（施設設備維持管理状況等）
- (2) 管理施設の利用状況（利用者数、利用率等）
- (3) 事業の実施状況（実施した事業の状況等）
- (4) 管理経費等の収支状況（利用料金の状況を含む。）
- (5) 利用者モニタリングの結果

（近隣対策）

第18条 乙は、管理施設の管理運営に当たっては近隣住民との協調に努め、騒音、悪臭、ごみの散乱、砂塵の飛散、交通渋滞等のトラブルを防止するよう留意しなければならない。

2 管理施設の管理運営に伴って近隣住民との間に問題が発生した場合は、乙は責任を持って解決に向けた対策を講じなければならない。この場合において乙は問題発生時及び解決時にそれぞれ状況を甲に報告するものとし、必要に応じて甲と協議するものとする。

第4章 備品等の扱い

(甲による備品等の貸与)

第19条 甲は、別記1の甲が所有する備品等(以下「備品等(I種)」という。)を無償で乙に貸与する。

- 2 乙は、指定期間中、備品等(I種)を常に良好な状態に保つものとする。
- 3 備品等(I種)が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなったときは、甲は、乙との協議により、必要に応じて自己の費用で当該備品等を購入し、又は調達するものとする。
- 4 乙は、故意又は過失により備品等(I種)を毀損又は滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償し、又は自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入し、若しくは調達しなければならない。

(乙による備品等の購入等)

第20条 乙は、別記1の乙が所有する備品等(以下「備品等(II種)」という。)として、自己の費用により購入し、又は調達し、本業務実施のために供することができるものとする。

- 2 備品等(II種)が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなったときは、乙は、自己の費用で当該備品等を購入し、又は調達するものとする。
- 3 乙は、第1項に定めるもののほか、乙の任意により備品等(以下「備品等(III種)」という。)を購入し、又は調達し、本業務実施の用に供することができるものとする。

(公共施設予約管理システム等の取扱い)

第21条 甲は、乙の本業務の遂行に当たり西東京市公共施設予約管理システム(以下「予約システム」という。)を乙の利用に供することができる。

- 2 甲は、甲の費用と責任において予約システムの保守管理を行い、常に良好な状態に保つものとする。
- 3 乙は、予約システムを利用する際において、西東京市公共施設予約管理システムの利用に係る登録に関する規則(平成14年西東京市規則第8号)のほか、関係する規定を遵守しなければならない。
- 4 乙は、予約システムのプログラム等の改修について甲に申し出ることができる。この場合において、甲及び乙は協議を行うものとする。
- 5 前項の改修に伴い発生する費用負担については、甲及び乙の協議により定めるものとする。

第5章 本業務実施に係る甲の確認事項

(事業計画書)

第22条 乙は、乙の提案を基に甲と協議の上調製した基本事業計画書に基づき本業務を実施するものとする。

- 2 乙は、毎年度甲が指定する期日までに翌年度の年度事業計画書及び指定管理料の積算書を提出し、甲と協議を開始しなければならない。
- 3 甲及び乙は、基本事業計画書又は年度事業計画書を変更しようとするときは、甲と乙

の協議により決定するものとする。

(事業報告書)

第23条 乙は、毎年度終了後、本業務に関し、毎年度終了後60日以内に次に掲げる事項を記載した事業報告書を提出し、甲の確認を得なければならない。

- (1) 管理物件の維持管理の状況（修繕等の状況）
- (2) 管理施設の利用状況（利用者数、利用率、使用不許可処分の件数・理由等）
- (3) 事業の実施状況（実施した事業の状況及び課題分析等）
- (4) 管理経費等の収支状況（利用料金の状況を含む。）
- (5) 利用者モニタリングの結果
- (6) その他甲が指示する事項

2 乙は、甲が第42条から第44条までの規定に基づいて年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、指定を取り消された日から60日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

3 乙は、毎月終了後、本業務に関し、甲が指定する期日（毎月翌月末日）までに次の各号に示す事項を記載した事業報告書を提出し、甲の確認を得なければならない。

- (1) 管理物件の維持管理の状況（修繕等の状況）
- (2) 管理施設の利用状況（利用者数、利用率、使用不許可処分の件数・理由等）
- (3) 事業の実施状況（実施した事業の状況）
- (4) 利用料金の状況
- (5) その他甲が指示する事項

4 甲は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、乙に対して報告又は口頭による説明を求めることができるものとする。

(本業務実施状況の確認と改善勧告)

第24条 甲は、事業報告書の確認のほか、乙による本業務実施状況を確認することを目的として、随時、管理施設に立ち入ることができる。また、甲は、乙に対して本業務の実施状況や本業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。

2 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

3 前条及び第1項による確認の結果、乙による本業務実施が仕様書で甲が示した条件を満たしていない場合は、甲は乙に対して本業務の改善を勧告するものとする。

4 乙は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

(監査)

第25条 甲は、必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、本業務に関し出納その他の事務について監査をすることができる。

2 甲は、必要があると認めるときは、地方自治法第199条第8項の規定により、乙に対し、出頭を求め、調査し、又は帳簿書類その他の記録の提出を求めることができる。

3 乙は、第1項の監査又は前項の出頭等の要求があったときは、これに応じなければならない。

第6章 指定管理料

(指定管理料の支払)

第26条 甲は、本業務実施の対価として、乙に対して指定管理料を支払う。

2 全指定期間に係る指定管理料の総額は、●●●円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とし、この範囲内において別途年度協定で定めるものとする。

3 前項の全指定期間に係る指定管理料の総額は、これを保証するものではない。

4 乙は、各四半期の末日から30日以内に、当該四半期分の指定管理料の請求書を甲に送付するものとする。甲は、当該請求書を受領してから15日以内に乙に対して指定管理料を支払うものとする。

(指定管理料の変更)

第27条 甲又は乙は、第11条第1項の変更又は別記3「リスク分担表」の物価リスク等に伴い当初合意された指定管理料が不相当となると認めるときは、相手方に対して文書により指定管理料の変更を申し出ることができるものとする。

2 甲又は乙は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 変更の要否や変更金額等については、前項の協議により決定するものとする。

第7章 利用料金

(利用料金の設定)

第28条 乙は、条例に規定する金額の範囲内において、あらかじめ甲の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の収納)

第29条 乙は、条例の定めるところにより管理施設の利用に係る利用料金を収納するものとする。

2 乙が自己の収入として収納すべき利用料金は、第7条に規定する指定期間（第42条から第44条までの規定により指定の取消しがあった場合は、当該取消しの日までの期間とする。以下本条において同じ。）内における管理施設の利用に係る利用料金とする。

3 第7条に規定する指定期間後における施設等の利用に係る利用料金を当該指定期間内に乙が収納した金額について、乙は、甲の確認を受けた上で、当該指定期間終了後速やかに次期指定管理者に支払うものとする。

第8章 利益還元

(利益還元額)

第30条 第23条第1項第4号の収支状況の報告に基づき算定した収入額（指定管理料、利用料金収入、自主事業収入、共催事業収入その他本業務に起因して乙が収入する金額の合計額をいう。）が支出額（文化・芸術事業費、人件費、管理費、事務費その他本業務に起因して乙が支出する金額をいう。）を上回った場合、収入額から支出額を減じた額の2分の1に相当する金額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）

を乙は甲に支払うものとする。

2 乙は、前項に規定する利益還元額を翌年度の5月末日までに甲に支払うものとする。

第9章 リスク分担、損害賠償及び不可抗力

(リスク分担)

第31条 本業務に係るリスク分担については、別記3「リスク分担表」に定めるとおりとする。ただし、リスク分担表に定めのないリスクについては、甲乙協議してその分担を定めるものとする。

2 リスクの回避、軽減、除去等の措置及びリスクが顕在化した場合の措置等については、リスク分担表に定めるもののほか次条から第38条までに定めるところによる。

(損害賠償等)

第32条 乙は、故意又は過失により管理物件を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めるときは、甲は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

(第三者への賠償)

第33条 本業務の実施において、乙に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由又は甲乙双方の責めに帰すことができない事由による場合は、この限りでない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

3 前2項に定めるところによるほか第三者への賠償については、民法（明治29年法律第89号）及び国家賠償法（昭和22年法律第125号）に基づいて処理するものとする。

(苦情、要望、住民運動、不服申立て又は訴訟への対応)

第34条 乙は、本業務に関し、利用者又は市民から苦情、要望、住民運動又は訴訟を提起されたときは、甲と協議の上、誠実に対応しなければならない。

2 乙は、管理施設の使用の許可その他の行政処分に関し、利用者から不服の申立て又は行政事件訴訟の提起があったときは、甲と協議の上、行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、誠実に対応しなければならない。

3 前2項に規定する対応により発生した増加費用については、乙の負担とする。

(保険)

第35条 本業務の実施に当たり、甲又は乙が付保しなければならない保険は、次の表のとおりとする。

甲	火災保険、施設賠償責任保険
乙	履行保証保険、施設賠償責任保険

(不可抗力発生時の対応)

第36条 不可抗力が発生した場合、乙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応

措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第37条 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細を記載した文書をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で甲と乙の協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。

3 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については合理性の認められる範囲で甲が負担するものとする。なお、乙が付保した保険により補てんされた金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。

4 不可抗力の発生に起因して甲に損害・損失や増加費用が発生した場合の対応及び負担については、前3項の規定を準用する。この場合において「甲」とあるのは「乙」と、「乙」とあるのは「甲」と読み替えるものとする。

(不可抗力による一部の本業務実施の免除)

第38条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、乙は、不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

2 乙が不可抗力により本業務の一部を実施できなかった場合、甲は、乙との協議の上、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

第10章 指定期間の満了

(本業務の引継ぎ等)

第39条 乙は、本協定の終了に際し引継ぎ書を作成し、甲又は甲が指定する者に対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。

2 甲は、必要と認める場合には、本協定の終了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定する者による管理施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(原状回復義務)

第40条 乙は、本協定の終了までに、管理物件を原状（本業務を開始する前の状態をいう。）に回復し、甲に対して管理物件を明け渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は管理物件の原状回復は行わずに、別途甲が定める状態で甲に対して管理物件を明け渡すことができるものとする。

(備品等の扱い)

第41条 本協定の終了に際し、備品等（Ⅰ種）及び備品等（Ⅱ種）については、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引き継がなければならない。

2 本協定の終了に際し、備品等（Ⅲ種）については、原則として乙が自己の責任と費用

で撤去・撤収するものとする。ただし、甲と乙の協議において両者が合意した場合、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引き継ぐことができるものとする。

第11章 指定期間満了以前の指定の取消し

(甲による指定の取消し)

第42条 甲は、条例第25条の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 本業務に際し不正行為があったとき。
- (2) 甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (3) 乙が本協定内容を履行せず、又はこれに違反したとき。
- (4) 乙が本業務又は経理に関する市の指示に従わないとき。
- (5) 乙の経営状況から判断して本業務を継続させることが適当でないとき。
- (6) 乙が不正な手段により指定を受けたとき。

2 甲は、前項に基づいて指定の取消しを行おうとする際には、事前に西東京市行政手続条例（平成13年西東京市条例第14号）に基づく聴聞手続を行わなければならない。

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害・損失や増加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

(乙による指定の取消しの申出)

第43条 乙は次のいずれかに該当する場合、甲に対して指定の取消しを申し出ることができるものとする。

- (1) 甲が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。
- (2) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害又は損失を被り、その損害を甲が賠償しないとき。
- (3) 乙が自らの経営状況から判断して、又は乙の責めに帰すべき事由により本業務を継続することが困難であると認めるとき。
- (4) その他乙が必要と認めるとき。

2 甲は、前項の申出を受けた場合、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

(不可抗力による指定の取消し)

第44条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。

2 協議の結果、やむを得ないと判断した場合、甲は指定の取消しを行うものとする。

3 前項の取消しによって乙に発生する損害・損失及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として甲と乙の協議により決定するものとする。

(指定期間終了時の取扱い)

第45条 第39条から第41条までの規定は、第42条から前条までの規定により本協定が終了した場合に、これを準用する。ただし、甲乙が合意した場合は、この限りでない。

第12章 その他

(反社会的勢力)

第46条 甲及び乙は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める「暴力団」、同条第6号に定める「暴力団員」、その他「暴力団」又は「暴力団員」に準じる反社会的勢力又は人物と一切の関係を持たないことを確約する。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第47条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

(連絡調整会議等の設置)

第48条 甲と乙は、本業務を円滑に実施するため、情報交換や本業務の調整を図る連絡調整会議等を設置する。

2 前項の連絡調整会議等の詳細については、甲と乙の協議により別に定める。

3 甲と乙は協議の上、前項の連絡調整会議等に、関連する企業、団体、外部有識者、市民等を参加させることができるものとする。

(本業務の範囲外の業務)

第49条 乙は、管理施設の設置目的に合致し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、独自事業を実施することができるものとする。

2 乙は、独自事業を実施する場合は、甲に対して事業計画書を提出し、事前に甲の承認を受けなくてはならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。

3 甲と乙は、独自事業を実施するに当たっては、独自事業の実施条件等について別途協定を締結するものとする。

(請求、通知等の様式その他)

第50条 本協定に関する甲乙間の請求、通知、申出、報告、承認及び解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、文書により行わなければならない。

2 本協定の履行に関して、甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

3 本協定の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、本協定に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによる。

(協定の変更)

第51条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容を変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

2 前項の協議の申出は、急を要する場合を除き協定変更予定日の6か月前までに行うものとする。

(指定管理者たる法人の組織変更、合併、会社分割等の通告)

第52条 乙は、会社法（平成17年法律第86号）に規定する組織変更又は合併若しくは会社分割その他法人の権利義務の承継を伴う行為を行う場合は、速やかに甲に通告しなければならない。

(管轄裁判所)

第53条 本協定に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(解釈)

第54条 甲が本協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、甲が乙の責任において行うべき本業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(疑義についての協議)

第55条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本協定に特別の定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和●年●月●日

甲（地方公共団体）

所在地 東京都西東京市南町五丁目6番13号

名称 西東京市

代表者 西東京市長 池澤隆史

乙（指定管理者）

所在地

名称

代表者

(別記1)

管理物件

1 管理施設

- ・西東京市民文化プラザ（所在地：東京都西東京市田無町四丁目15番12号）

2 管理物品

- ・備品等（Ⅰ種） 甲が所有する備品は、甲の備品台帳を参照のこと。
- ・備品等（Ⅱ種）及び備品等（Ⅲ種） 乙が備品等（Ⅰ種）と区別して管理すること。

(別記2)

個人情報保護に関する特記事項

(個人情報保護)

本協定の履行において、個人情報に関与する場合には、乙及び本協定において甲が認めた乙が委託等する第三者（以下「乙等」という。）は個人情報の取扱いに関して次の事項を遵守し、個人情報の保護に細心の注意を払わなければならない。

- 1 乙等は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。
- 2 乙等は、本業務の実施に当たり知り得た個人情報について、次の事項を厳守すること。本業務が終了した後も、同様とする。
 - (1) 本業務以外の目的で使用しないこと。
 - (2) 盗用しないこと。
 - (3) 第三者へ提供しないこと。
 - (4) 本業務以外の目的でデータ等の複写又は複製を行わないこと。
 - (5) 甲に無断で改変しないこと。
 - (6) 甲に無断で持ち出さないこと。
 - (7) その他市長が別に定める事項。
- 3 乙等は、本業務の実施に当たり貸与された個人情報を本業務の終了後、速やかに甲に返還すること。ただし、甲が別に廃棄等を指示したときは、その指示によること。
- 4 乙等は、個人情報に関する事故が発生したときは、速やかに甲に報告しなければならない。
- 5 乙等は、本業務に係る協定内容の遵守状況について定期的に甲に報告しなければならない。
- 6 乙は、甲から委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等の申出があった場合は、応じなければならない。
- 7 乙等が前各項に掲げる事項に違反した場合は、甲は乙に対して指定の取消し及び損害賠償の請求をすることができる。
- 8 秘密保持の義務違反は、法令の規定により処罰の対象となる。

(別記3) リスク分担表

(共通)

○主負担 △従負担

リスクの種類	リスクの内容・要因等	負担者		
		市	指定管理者	
事業計画変更リスク	市の帰責事由による事業内容の変更に関するもの	○		
	上記以外の事由による事業内容の変更に関するもの		○	
募集要項リスク	募集要項の誤りによるもの	○		
仕様書等リスク	仕様書等の誤りによるもの	○		
制度関連リスク	法令の変更リスク	当該事業に直接関係する法令の新設・変更によるもの	○	
		上記以外の法令の新設・変更によるもの	○	
	許認可リスク	許認可の遅延に関するもの（市が申請を行うもの）	○	
		許認可の遅延に関するもの（上記以外の部分）	○	
	税制度リスク	当該事業に関する新税の成立、税率の変更	○	
		法人税の変更に関するもの		○
年度協定締結後の消費税の変更に関するもの			○	
社会リスク	住民対応リスク	当該施設の維持管理及び運営（指定管理者の業務範囲とされているものに限る。）に対する住民反対運動・住民要望・訴訟に関するもの	○	
		上記以外の当該事業に対する住民反対運動・住民要望・訴訟に関するもの	○	
	環境問題リスク	指定管理者の帰責事由による騒音、振動等の発生等に関するもの		○
		上記以外の事由による環境問題の発生等に関するもの	○	
	第三者賠償リスク	指定管理者の帰責事由による事故等の発生に関するもの		○
		上記以外の事由（不可抗力を除く。）による事故等の発生に関するもの	○	
債務不履行リスク	指定管理者の帰責事由によるサービス提供の中止・停止・不能等（事業の破綻・悪化・放棄・サービスの品質等が仕様レベルを下回った場合等）に関するもの		○	

	指定管理料の支払その他の市が負担すべき債務履行の遅延、不能等によるもの	○	
不可抗力リスク	戦争、暴動、自然災害、感染症拡大等による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止に関するもの	○	△
物価リスク	物価変動に関するもの	△	○
指定取消しリスク	指定管理者の帰責事由による指定の取消しに関するもの		○
	上記以外の事由（不可抗力を除く。）による指定の取消しに関するもの	○	

(協定締結前段階)

リスクの種類	リスクの内容・要因等	負担者	
		市	指定管理者
応募リスク	応募費用の負担に関するもの		○
協定締結リスク	市の帰責事由により協定が締結できない又は締結手続に長期間を要すること等によるもの	○	
	指定管理者の帰責事由により協定が締結できない又は締結手続に長期間を要すること等によるもの		○
	上記以外の事由により協定が締結できない又は締結手続に長期間を要すること等によるもの	○	○
指定処分リスク	指定の議決が得られなかったことによるもの		○
	市が指定処分をしない又は指定手続に長期間を要すること等によるもの	○	

(維持管理・運営段階)

リスクの種類	リスクの内容・要因等	負担者	
		市	指定管理者
維持管理・運営開始の遅延リスク	指定管理者の帰責事由による維持管理・運営開始の遅延に関するもの		○
	上記以外の事由（不可抗力を除く。）による維持管理・運営開始の遅延に関するもの	○	
要求性能リスク	要求性能等の未達、不適合等に関するもの		○

		市の指示による要求性能等の変更等に関するもの	○	
施設瑕疵リスク		施設・設備に隠れた瑕疵が発見された場合に関するもの	○	
施設損傷リスク	施設劣化リスク	指定管理者の帰責事由（適切な維持管理・運営業務を実施しなかったこと等）による施設、設備等の劣化に起因する損傷に関するもの		○
		上記以外の事由（不可抗力を除く。）による施設、設備等の劣化に起因する損傷に関するもの	○	
	施設損傷リスク	指定管理者の帰責事由による施設、設備等の損傷に関するもの		○
		上記以外の事由（不可抗力を除く。）による施設、設備等の損傷に関するもの	○	
備品リスク		指定管理者の帰責事由による備品の損傷等に関するもの		○
		上記以外の事由（不可抗力を除く。）による市備品の損傷等に関するもの	○	
需要リスク		利用者の減少に関するもの		○
利用料金リスク		利用料金の上限額の変更に関するもの	○	
		利用料金変更の不承認に関するもの		○
		利用料金の徴収に関するもの		○
		利用料金の減免に関するもの		○
付帯施設リスク		付帯施設（付帯駐車場等）に関するもの		○
情報システムリスク		指定管理者が自ら構築する情報システムの開発、改修若しくはメンテナンス又は誤作動、停止その他の不具合に関するもの		○
		指定管理者が他の事業者との契約により指定管理業務に活用する情報システムの誤作動、停止その他の不具合に関するもの		○
		市が構築する情報システムの開発、改修（料金改定に係るものを除く。）若しくはメンテナンス又は誤作動、停止その他の不具合に関するもの	○	
		料金改定に伴う市が構築する情報システムの改修に関するもの	△	○

	市が他の事業者と契約している情報システムの誤作動、停止その他の不具合に関するもの	○	
--	--	---	--

(事業終了段階)

リスクの種類	リスクの内容・要因等	負担者	
		市	指 定 管理者
終了手続リスク	市又は次期指定管理者への引継ぎその他の指定管理業務の終了に伴う諸手続及びその費用の負担に関するもの		○